

売払契約書

- 1 件名 鉄屑等売払
- 2 売払代金 ¥-
(うち消費税及び地方消費税の額 ¥-)
- 3 引渡場所 国立研究開発法人建築研究所
- 4 引渡期限 代金の納入の日より令和2年3月19日
- 5 契約保証金 免除

上記の売払について、契約職 国立研究開発法人建築研究所 理事長 緑川 光正
を売払人（以下、「売払人」という）とし、
を買受人（以下「買受人」）として、次の契約条項により、契約を締結し、信義に従
って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売払人 茨城県つくば市立原1番地3
契約職
国立研究開発法人建築研究所
理 事 長 緑 川 光 正

買受人

(総 則)

第1条 売払人及び買受人は、頭書の売払契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別添仕様書に従いこれを履行しなければならない。

第2条 買受人は、売払人の発行する請求書により、指定期限内に、頭書の売払代金を納入し、頭書の期限内に頭書の物品を引き取るものとする。

(鉄屑の所有権)

第3条 鉄屑は、下見当時の現場有姿のままとし、その所有権は、買受人が売払代金を納付したとき、売払人より買受人に移るものとする。

(鉄屑の引取等)

第4条 買受人は、鉄屑を引き取ろうとするときは、あらかじめ、売払人にその旨を通知しなければならない。

2 買受人は、鉄屑を引き取るときは、鉄屑の受領書を提出し、売払人の立会を得て引き取るものとする。

3 買受人は、鉄屑の取引後は、如何なる理由があっても異議の申立はできない。

(履行遅延等)

第5条 売払人は、買受人がその責に帰する事由により次の各号の一に該当する場合において、期限後相当期間に履行できる見込みがあると認めるときは、買受人から遅延利息を徴収して期限を延長することができる。

一 指定期限内に売払代金を納付できないとき

二 引渡期限内に鉄屑の引取を完了できないとき

2 前項の遅延利息は、延滞日数1日につき売払代金に対して、年5パーセントの割合で計算した額とする。

(天災その他不可抗力による期限延長等)

第6条 買受人は、天災地変その他買受人の責に帰さない事由により、期限内に契約上の義務履行ができないときは、売払人に対して、期限の延長又は解約を求めることができる。

2 売払人は、前項の請求を受け、その事由についてやむを得ないと認めるときは、相当期限の延長又は契約の解除を承諾することができる。

(期限延長の請求)

第7条 買受人は、前条による請求をするときは、その事由を明らかにした書類を提出するものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第8条 買受人が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、買受人は、売払人の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、買受人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が買受人に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき。(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- 二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令(次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、買受人に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が買受人に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、買受人(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 買受人が前項の違約金を売払人の指定する期間内に支払わないときは、買受人は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を売払人に支払わなければならない。

(契約の解除権)

第9条 売払人は、買受人が次の各号の一に該当する事項があるときは、契約を解除することができる。

- 一 指定期限内に売払代金を納付しないとき
- 二 引渡期限内に鉄屑の取引を完了しないとき
- 三 鉄屑の取引に際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき
- 四 本契約に関する義務履行の意志がないと認められたとき
- 五 買受人が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

と認められるとき。

へ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 買受人が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、売払人が買受人に対して当該契約の解除を求め、買受人がこれに従わなかったとき。

（違約金）

第10条 買受人は、前条の規定により契約を解除されたときは、契約代金の10分の1を違約金として、売払人の指定する期限内に納付しなければならない。

（秘密の保持）

第11条 買受人は、この契約により知り得た秘密を、他人に漏らしてはならない。

（契約外の事項）

第12条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて売払人と買受人が協議して定めるものとする。